

熊本県森づくりボランティアネットにおける
新型コロナウイルス対応ガイドライン

公益社団法人
熊本県緑化推進委員会

2020 年 7 月

厚生労働省、自治体など公的機関が発表する最新情報を注視しつつ、このガイドラインに沿って実施する。

- ・熊本県森づくりボランティアネット（熊本県）主催の研修会、報告会、交流会は、下記の感染の拡大防止のガイドラインにそって事業を実施する。
- ・熊本県（熊本県森づくりボランティアネットの受託元）から開催中止の指示があった場合は、開催を中止する。

【感染予防の対策】

＜イベント等告知にあたっての対策＞

- ・不特定多数へのチラシ配布は必要枚数をしぼり、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等でのウェブ、または新聞広告等を活用する。
- ・告知の中で、感染予防対策を呼びかける。

＜準備にあたっての対策＞

- ・感染リスクを抑えるために、物品の共有は可能な限り避ける。

＜名簿の作成＞

- ・参加者の氏名、職業（同居している家族等を含む）及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得られることを事前に周知する。

＜室内会場での実施対策＞

○アルコール除菌などによる対策

- ・アルコール除菌液の設置、使用の奨励
- ・会場入口前にアルコール除菌液の使用を促すサインを設置
- ・アルコール除菌液の使用を開始前にアナウンス
- ・ドアノブなど、多人数が頻繁に使用する箇所のアルコール除菌
- ・机、テーブル、演台の清掃およびアルコール除菌
- ・講師用マイク、PC、マウス、クリッカーや運営スタッフ用備品などのアルコール除菌

○換気の徹底

- ・換気は少なくとも1時間程度に2回は行う。

○会場の広さの確保、人の密集の回避

- ・人との間隔を十分な距離（1～2 m）を保ちつつ、密接しない広さの会場で実施する
- ・なおかつ1部屋あたりの人数を一定数まで（定員の最大50%）に制限する。
- ・休憩時間には、密接になりやすいので、間近での会話を抑制する。

○参加者の予防対策

- ・アルコール除菌、手洗い、うがいなどの励行、マスク着用、などの予防対策を行う。
- ・参加者は37.5度以上の体温の場合は参加することはできない。

<森林等屋外会場での実施対策>

- ・体験活動等が大人数とならないように少人数のグループでの活動とするなど計画時点から配慮する。
- ・森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備する。
- ・活動に必要な道具、消耗品、飲料水等はできるだけ個人ごとに配布、又は各自での準備を徹底し、ペットボトル、コップ、タオル等は共用しない。共用する装備品については消毒を徹底する。
- ・森林内では手洗いの機会が減少するので、アルコール消毒液を準備、又は参加者等が各自で準備するよう徹底する。
- ・休憩、昼食等をとる場合には、椅子を間引くなどして、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保する。また、対面での飲食や会話は避ける。
- ・マイクロバス等で活動現場に移動する際は、乗員数を乗車定員の50%に制限するほか、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、マスクの着用を行う。
- ・参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや多くの参加者が接触するような遊具や器具を共用することが想定されるプログラムは極力回避する。
- ・激しい呼吸による唾液の飛沫を防止するため、林内での散策、森林整備（下刈り、植え付けなど）などを行う場合は、運動量の多い活動は行わない。
共同で作業等を実施する場合は、マスク等で鼻と口を覆う。ただし、マスク等を着用することで運動強度があがることがあるので、責任者等は、参加者等の体調の変化に十分に気をつけ、休憩を増やすなどして、熱中症予防にも配慮する。

<受付時または活動開始時における参加者へのお願い>（呼びかけ例）

- ・アルコール消毒液を準備しておりますので、ご使用ください。
- ・咳エチケットや手洗いなどの実施など皆様のご協力を宜しく願います。
- ・室内ではできる限りマスク等の着用のご協力をお願いいたします。
（屋外および換気が十分にできる室内で、人と人との間隔が2 m程度とれる場合は、この限りではありません。）

<事後における対策>

・患者発生の把握

活動終了時ごとに体調確認を行い、参加者等に体調不良者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受ける。

また、参加者等に対しては体調不良者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

・濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされている。

このため、責任者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者へ自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置をとる。

(地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意する)

・濃厚接触者への対応

責任者等は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、14 日間の自宅待機等をお願いし、保健所の対応に協力する。あわせてスタッフに対しては健康観察を実施する。

責任者等は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達する。

濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検する。

また、責任者等はその結果の報告を速やかに受けることとする。

【感染予防の相談窓口】

【県内全域】

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）

096-300-5909（24 時間対応）

- ・電話による相談ができない方については、FAX での相談も受付可能。

県相談窓口（県健康危機管理課） 受付時間：9 時～19 時

FAX：096-383-0607、096-383-0608

【熊本市にお住まいの方】

熊本市新型コロナ相談センター（帰国者・接触者相談センター）

096-364-3222、096-372-0705

平日：午前 8 時 30 分～午後 8 時

土日祝日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

なお、上記以外の時間帯は自動メッセージが流れ、緊急を要する場合は熊本市の代表電話（守衛室受付）での対応。

< 参考文献等 >

- ・森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン

令和 2 年 5 月 2 8 日

最終改正 令和 2 年 6 月 1 2 日

公益社団法人国土緑化推進機構

- ・自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体（以下：自然学校等）における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）

2020 年 5 月 2 7 日

公益社団法人日本環境教育フォーラム

NPO 法人自然体験活動推進協議会

一般社団法人日本アウトドアネットワーク